

1 警察は、さまざまな個人情報を保有していますが、具体的にどのような情報を保有しているのかを、わたしたち市民が知ることは、容易ではありません。

個人情報保護法は、行政機関が個人情報を収集し保有する際には、事前に総務大臣に通知し、個人情報ファイル簿を作成して、公表しなければならない、と定めています。

この仕組みは、行政機関がどのような個人情報を収集し管理しているかを、わたしたち市民がチェックすることを可能にするもので、市民の「知る権利」の重要な要素であり、行政の民主的コントロールの手段でもあります。

本件は、この仕組みの例外として、警察庁が、総務大臣への事前通知も、ファイル簿の作成や公表もせずに保有している、個人情報管理簿の不開示の不当性を争うものです。

2 上告人が主張するのは、次の3点です。

(1) まず、原判決は、不開示情報該当性の判断対象となる文書を誤っています。

(2) 次に、原判決が、不開示情報該当性を検討する「情報の単位」を、「欄ごと」の一体判断だとしたことに関して、裁判所の釈明義務違反があります。

(3) そして、本件のような場合、行政機関が裁判所の釈明に応じなければ、開示しなくてもよい、との結論になることは、不合理です。

裁判所には、不開示情報該当性の立証責任が行政機関側にある、との明確な判断を示すことを求めます。

3 (1) まず、上告人の主張の1点目です。

原判決は、不開示情報該当性の判断対象となる文書を誤っています。

上告人が開示を求めたのは、開示請求を行った2016年5月15日時点の文書です。

不開示情報該当性の判断は、この時点の文書を対象になされなければなりません。

しかし、原判決は、開示請求から約6年が経過し、「記載事項が加筆・変更された」という、2022年4月28日の本件変更決定時点の文書を対象に、不開示情報該当性を判断したのです。

(2) 情報公開法の趣旨や規定から、不開示情報該当性の判断は、開示請求時点の文書を対象にしなければならないことは明らかなです。

このことは、本件の保有個人情報管理簿のように、作成された文書が、その後の加筆・変更等で変化しうるものであっても、同様です。

しかし、原判決は、開示請求時点には存在していなかった文書で、上告人が開示請求をしていない、本件変更決定時点の文書について、不開示情報該当性を判断しており、情報公開法の解釈を誤っています。

また、上告人が判断を求めている事項について判決した点で、民事訴訟法246条に違反しているのです。

以 上